

令和5年第4回定例会提出議案の説明資料（第2集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
17	柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	1
18	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	3
19	柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	4

議案第17号 柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号は、特別職の職員の給料月額及び期末手当の支給割合並びに議員の期末手当の支給割合を改定するため、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市特別職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条関係）

特別職の職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後
令和5年12月	2. 2月分	2. 3月分

2 柏市特別職職員給与条例の一部改正（改正条例第2条関係）

(1) 特別職の職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後
令和6年6月以後	2. 3月分	2. 25月分

(2) 特別職の職員の給料月額を次のとおり改定すること（別表関係）。

職名	改正前	改正後
市長	961,000円	974,900円
副市長	790,000円	801,400円
教育長	721,000円	731,400円
上下水道事業管理者	658,000円	667,500円
常勤の監査委員	658,000円	667,500円

3 柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第3条関係）

議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後
令和5年12月	2. 2月分	2. 3月分

4 柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第4条関係）

議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

係)。

支給月	改正前	改正後
令和6年6月以後	2. 3月分	2. 25月分

- 5 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2及び4は、令和6年4月1日から施行すること。

議案第18号 柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号は、国家公務員等の給与改定に準じた一般職職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、柏市一般職職員給与条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条関係）

- (1) 初任給調整手当の限度額を改定すること（第11条の4第1項関係）。
- (2) 期末手当の支給割合を改定すること（第21条第2項及び第3項関係）。
- (3) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第22条第2項関係）。
- (4) 職員の給料月額を引き上げること（別表第1から別表第3の2まで関係）。

2 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第2条関係）

- (1) 期末手当の支給割合を改定すること（第21条第2項及び第3項関係）。
- (2) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第22条第2項関係）。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2は、令和6年4月1日から施行すること。
- (2) 1（1）及び（4）は令和5年4月1日から、1（2）及び（3）は同年12月1日から適用すること（改正附則第2項関係）。

議案第19号 柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第19号は、地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員に支給する勤勉手当を新設するとともに、パートタイム会計年度任用職員の令和5年における報酬及び同年12月の期末手当に関する特例を定めるため、柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えること（第2条第1項関係）。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の令和5年4月1日から同年11月30日までの間における勤務に係る報酬は、当該期間における一般職の職員に係る改定前の給料表の給料月額を適用して算定すること（附則第22項関係）。
- 3 パートタイム会計年度任用職員に支給する令和5年12月の期末手当は、同年11月30日において当該職員が受けるべき勤務1時間当たりの報酬の額により算定すること（附則第23項関係）。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、2及び3は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用すること。

